

益城町つどいの広場事業及び益城町ファミリー・サポート・センター
事業運営受託団体募集要領（公募型プロポーザル）

1 委託する業務名

益城町つどいの広場事業運営業務及び益城町ファミリー・サポート・センター事業運
営業務

2 業務の内容

「益城町つどいの広場事業運営業務委託仕様書」、「益城町つどいの広場事業実施要
項」、「地域子育て支援拠点事業実施要綱（平成26年5月29日雇児発0529第18
号）」、「益城町ファミリー・サポート・センター事業運営業務委託仕様書」、「益城町
ファミリー・サポート・センター事業実施要項」及び「子育て援助活動支援事業（ファミ
リリー・サポート・センター事業）実施要綱（平成26年5月29日雇児発0529第17号）」
のとおり

3 委託期間 2023年4月1日～2026年3月31日

4 委託料

委託料は（1）つどいの広場事業と（2）ファミリー・サポート・センター事業を合
わせた額となる（年額上限額）。

（1）つどいの広場事業

つどいの広場事業の委託料は運営費（基本分）と追加事業（出張ひろば）を合わ
せた額となる。

ただし、運営費（基本分）は週当たりの開設日数と職員配置により以下のとおり
基準額（年額上限額）が変わる。

運営費（基本分）

週当たりの 開設日数	職員配置	基準額 (年額上限額)	対象経費
---------------	------	----------------	------

4日型	職員を3名以上配置	5,700,000円	職員等の人件費、需用費（印刷製本費・光熱水費・書籍購入費・消耗品費等）、役務費（保険料・通信運搬費）、設備費（備品購入費等）、報償費（講師謝礼金等）、職員の旅費、研修会等への参加負担金及び資料代等、事業の実施に要する施設等賃借料など、事業の実施に直接必要と認めるもの
	職員を2名配置	4,199,000円	
5日型	職員2名以上配置し、うち1名は常勤	8,398,000円	
	非常勤職員のみ配置（職員2名以上）	5,149,000円	

追加事業

出張ひろば	1,546,000円
-------	------------

(2) ファミリー・サポート・センター事業

2,800,000円/年（予定）（上限額）

ただし、委託期間中に以下のとおり（1）会員数の増加があった場合、（2）24時間以上の講習会を実施、（3）預かり手増加のための取組を実施した場合は、委託料を増額する。

(1) 会員数の増加があった場合

会員数	委託料（年額）
600人～999人	4,000,000円
1,000人～1,499人	8,100,000円

1, 500人～1, 999人	12, 100, 000円
2, 000人～2, 999人	16, 200, 000円
3, 000人以上	20, 200, 000円

(2) 24時間以上の講習会を実施

24時間以上の講習（ただし、講習内容には「安全・事故」の項目は必ず含むものとする）の実施による増額 360, 000円

(3) 預かり手増加のための取組

預かりを行う会員数 (前年度値)	増加数・割合	加算額（年額）
20人～199人	1割以上	1, 000, 000円
200人	20人以上	1, 500, 000円

※援助を受ける会員は対象とならないため、人数に含めることは不可。

5 応募資格

次の要件をすべて満たす団体であること。

- (1) 益城町内に活動拠点があり、規約を持ち、責任者が明確で、独立した明確な経理を行っているなど、委託契約が可能な社会福祉法人、特定非営利活動法人等の団体であること。
- (2) 事業の目的を理解し、益城町が仕様書に定める条件等を確保できる団体であること。
- (3) つどいの広場事業については、原則として保育士、幼稚園教諭及び保健師の資格等を有する者（以下「保育士等」という。）を2名以上配置し、事業が実施できる体制を整備すること。
- (4) ファミリー・サポート・センター事業については、育児について十分な経験を有した者をアドバイザー（相互援助活動の調整等の事務を行う者）として配置し、事業が実施できる体制を整備すること。
- (5) 団体の活動実績（法人格を取得する前の活動実績を含む。）が2年以上あり、子どもを主体とする事業が既に実施されていること。
- (6) 宗教団体又は政治団体でないこと。

(7) 経営状態が著しく不健全でないこと。

6 欠格事項

次のいずれかの要件に該当する場合は、選考審査の対象から除外する。

- (1) 申請者及び申請者の代理人又はそれ以外の関係者が選定に対する不当な要求を行った場合、若しくは選定者に個別に接触した場合。
- (2) 提出書類に虚偽又は不正があった場合。
- (3) 提出期限までに所定の書類が整わなかった場合。
- (4) 申請書類提出後に事業計画の内容を変更した場合。
- (5) この要領に違反又は著しく逸脱したとき。
- (6) その他不正行為があったとき。

7 プロポーザル実施スケジュール

項 目	日 程
公開開始 (HP掲載)	令和4年(2022年)12月1日(木)
運営希望申請書等提出期間	令和4年(2022年)12月1日(木) 午前9時から 令和5年(2023年)1月13日(金) 午後5時まで
質問書受付	令和4年(2022年)12月8日(木) 午前9時から 令和4年(2022年)12月15日(木) 午後5時まで
質問回答期日	令和4年(2022年)12月22日(木) 午後5時まで
参加資格審査・通知	令和5年(2023年)1月19日(木) 午後5時まで
事業提案書提出期限	令和5年(2023年)2月15日(水) 午後5時まで
プレゼンテーション及びヒアリング	令和5年(2023年)2月21日(火) (予定)
審査結果の通知	令和5年(2023年)2月28日(火) (予定)
契約締結	令和5年(2023年)4月1日(土) (予定)

8 募集要領等の配布

(1) 配布期間

令和4年(2022年)12月1日(木)～

令和5年(2023年)1月13日(金)

午前9時～午後4時（ただし、土、日、祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。）

(2) 配付書類

①募集要領 1部

②益城町つどいの広場事業実施要項及び益城町ファミリー・サポート・センター事業実施要項 各1部

③益城町つどいの広場事業運営業務委託仕様書及び益城町ファミリー・サポート・センター事業運営業務委託仕様書 各1部

④申請書類

益城町つどいの広場事業及び益城町ファミリー・サポート・センター事業
運営希望申請書

2023年度～2025年度益城町つどいの広場事業運営予算書

2023年度～2025年度益城町ファミリー・サポート・センター事業運営予
算書

2023年度～2025年度益城町つどいの広場事業計画書

2023年度～2025年度益城町ファミリー・サポート・センター事業計画書
備品リスト

質問書

(3) 配付方法

①窓口配布

益城町役場 こども未来課 子育て支援係

②益城町ホームページ

9 運営希望申請書等

(1) 受付期間

令和4年（2022年）12月1日（木）午前9時～

令和5年（2023年）1月13日（金）午後5時

(2) 提出場所

益城町役場 こども未来課 子育て支援係

(3) 提出方法

持参（閉庁日及び業務時間外は受け付けない。）または簡易書留（1月13日

(金) 午後5時までに必着とする。) による。

(4) 提出部数及び費用の負担等について

- ①提出部数 原本1部 副本9部
- ②当該提出書類のデータが保存されたCD 1部
- ③費用の負担 申請に要する費用は、すべて申請者の負担とする。

(5) 提出書類

- ①益城町つどいの広場事業及び益城町ファミリー・サポート・センター事業
運営希望申請書
- ②2023年度～2025年度益城町つどいの広場事業運営予算書
- ③2023年度～2025年度益城町ファミリー・サポート・センター事業
運営予算書
- ④2023年度～2025年度益城町つどいの広場事業計画書
- ⑤2023年度～2025年度益城町ファミリー・サポート・センター事業計画書
- ⑥事業従事者名簿 (A4サイズ様式任意)
- ⑦団体概要 (A4サイズ様式任意)
 - ・団体名、事業者の経歴、役員構成、氏名、組織体制、従業員数、所在地等の記載
をすること。
 - ・団体の概要や実施業務分野 (子育てに関すること等) が記載された資料があれば、
提出すること。
- ⑧業務実績 (A4サイズ様式任意)
過去10年間で2年以上子どもを主体とする事業実績が把握できるもの。
- ⑨決算関係書類 (A4サイズ様式任意)
直近1年間財務状況が分かる書類 (貸借対照表及び損益計算書等)
- ⑩地方税 (県民税、事業税及び事業所がある市町村民税) に未納がない証明書
※団体として非課税の場合は、団体代表者分を提出すること。
- ⑪その他 (定款や規約等)

10 質問の受付及び回答

(1) 受付期限

令和4年(2022年)12月8日(木) 午前9時～

令和4年(2022年)12月15日(木) 午後5時

(2) 質問方法

①質問は、添付書類の質問書を FAX 又はメールにて提出すること。

②審査に関する質問には応じない。

③電話での質問には応じない。

④提出先：益城町役場 こども未来課 子育て支援係

FAX:096-286-4523 メール:kosodate@town.mashiki.lg.jp

(3) 回答方法

提出された質問は、令和4年(2022年)12月22日(木)午後5時までに町ホームページに掲載する。回答に対する質問は一切受け付けない。

1.1 参加資格審査・通知

益城町役場 こども未来課 子育て支援係(以下、「事務局」という。)において、参加資格要件について審査する。

なお、審査経過については一切公表しない。

資格要件を満たす者(以下「参加者」という。)には事業提案書等を求めるものとし、文書にて通知をする。資格を有する者が多数の場合は、業務実績等を評価し、上位3団体程度を選考する。審査結果等についての異議申し立ては一切受け付けない。

※令和5年(2023年)1月19日(木)午後5時までに通知をする。

なお、選考されなかった者からの非選考理由及びこれに関する事項についての質問等は、令和5年(2023年)1月24日(火)午後5時までに、書面にて事務局に対して説明を求めることができる。また、事務局は説明を求められた場合、令和5年(2023年)1月30日(月)午後5時までに書面により回答を行う。

なお、電話での質問には応じない。

(1) 参加資格

①当募集要領「5 応募資格」をすべて満たしていること。

②当募集要領「6 欠格事項」に該当していないこと。

③見積金額が年間つどいの広場事業7,246,000円(週4日、職員合計3名以上配置)、5,745,000円(週4日、職員合計2名配置)、9,944,000円(週5日、職員2名以上配置し、うち常勤職員1名以上配置)、6,695,000円(週5日、職員2名以上で非常勤職員のみ配置)またはファミリー・サポート・センター事業2,800,000円を超えていないこと。

ただし、委託料の増額のある場合は、増額を含めた額を上限とする。

④地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。

1.2 事業提案について

(1) 提出期日

令和5年（2023年）2月15日（水）午後5時まで

(2) 提出場所

益城町役場 こども未来課 子育て支援係

(3) 提出方法

持参（閉庁日及び業務時間外は受け付けない。）または簡易書留（2月15日（水）午後5時までに必着とする。）による。

(4) 提出部数及び費用の負担等について

①提出部数 原本1部 副本9部

②当該提出書類のデータが保存されたCD 1部

③費用の負担 申請に要する費用は、すべて申請者の負担とする。

(5) 提出書類等

事業提案書（A3サイズ様式任意）

つどいの広場事業、ファミリー・サポート・センター事業それぞれA3サイズ1枚以内とする。

1.3 選考方法・通知

応募団体の選定はプロポーザル方式とし、益城町つどいの広場事業及び益城町ファミリー・サポート・センター事業業務委託団体選定委員会（以下「選考委員会」とする。）において審査を行い、候補者を選定する。

なお、事業提案が1団体のみの場合でも、評価は実施する。

(1) プレゼンテーション及びヒアリング

参加資格を有すると判断された業者について、以下のとおり非公開によりプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行う。

実施日 令和5年（2023年）2月21日（火）（予定）

実施場所 益城町役場（予定）

※正式な実施日、時間、場所及び発表順番等については、改めて通知する。

(2) 審査の基準

審査にあたっては、評価表に記載した点を総合的に判断し、評点方式にて選定を行う。二事業の評価合計点が高かったものを選定するものとする。

なお、審査を行った結果、評価（選定委員会が評価した点数の平均値）が1事業75点を超える参加者がいない場合は、選定を行わない。

①益城町つどいの広場事業評価基準

	評価項目	評価の視点	配点
1	事業運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業目的を理解し、効率的に運営を実施するための知識やスキルの有無 ・ 地域の特性を生かす事業実施 	20
2	見積金額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見積金額 ・ 費用対効果を高める取組についての考え方や計画 	10
3	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業周知 ・ 様々な機関との連携 ・ 利用者と積極的に関わり、相談や苦情解決に取り組む姿勢 ・ 適切な職員配置 ・ 児童虐待の予防、早期発見ができる体制 	50
4	リスクマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非常事態の予防、発生時の対応 ・ 個人情報の保護について 	20
合計			100

②益城町ファミリー・サポート・センター事業評価基準

	評価項目	評価の視点	配点
1	事業運営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業目的を理解し、効率的に運営を実施するための知識やスキルの有無 ・ 地域の特性を生かす事業実施 	20
2	見積金額	<ul style="list-style-type: none"> ・ 見積金額 ・ 費用対効果を高める取組についての考え方や計画 	10

3	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業周知 ・ 様々な機関との連携 ・ 会員との関わり及び会員同士の交流について ・ 適切な職員配置 ・ 児童虐待の予防、早期発見ができる体制 	50
4	リスクマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非常事態の予防、発生時の対応 ・ 個人情報の保護について 	20
合計			100

(3) 審査結果

審査結果は、参加事業者に令和5年（2023年）2月28日（火）（予定）までに通知する。最優秀者1団体及び優秀者1団体を選定し、優秀者に対しては次点通知を送付する。結果については、益城町ホームページで公表する。

なお、審査経過については一切公表しない。また、審査結果等についての異議申し立ては一切受け付けない。

(4) 質問等

企画提案の審査にて最優秀者に選考されなかった団体は、令和5年（2023年）3月6日（月）午後5時までに、書面にて選定委員会に対して非選考理由の説明を求めることができる。選考委員会は説明を求められた場合、令和5年（2023年）3月13日（月）までに書面により回答を行う。

なお、電話での質問には応じない。

1.4 契約の締結

益城町は、選定された団体と協議の後、契約の締結を行う。

1.5 その他

- (1) 提出された書類等は、返却しない。
- (2) 益城町が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合がある。
- (3) 本要領に規定されていない事項が発生した場合は、選定委員会と益城町が協議して決定する。

1.6 留意事項

2022年度町議会定例会において本事業に係る2023年度当初予算が可決成立しない場合は、本事業は実施しませんので、予めご承知願います。

2024年度、2025年度についても同様とします。

なお、このことに伴い、候補者において損害が生じた場合にあっては、町においてはその損害について一切負担しません。

1.7 書類提出先及び問い合わせ先

- ・所在地 〒861-2295 熊本県上益城郡益城町大字木山594番地（仮設庁舎）
- ・担当部署 益城町役場 こども未来課 子育て支援係
- ・担当者 矢野・吉住
- ・電話番号 096-286-3117
- ・FAX番号 096-286-4523
- ・メールアドレス kosodate@town.mashiki.lg.jp